



Headline

- ✦ **ブラジルにおける土壌・地下水汚染に係る新たな規制**
- ✦ **迫る PCB 廃棄物の処理期限**
- ✦ **国内外における ESG 投資の拡大**
- ✦ **民間主導による気候変動情報開示の動き～TCFD の提言～**

ブラジルにおける土壌・地下水汚染に係る新たな規制

中南米には多くの日本企業が進出しています。日本貿易振興機構 (JETRO) によると、進出企業数はメキシコ約 1,000 社、ブラジル約 500 社、チリ約 90 社、アルゼンチン約 60 社となっています。

土壌・地下水汚染に対する規制は中南米各国で状況異なります。メキシコでは有害廃棄物に関する法律に汚染修復義務が明記されており、環境天然資源省 (SEMARNAT) の許可なく汚染された土地を譲渡・移転・売却できません。アルゼンチンでは 23 の州とブエノスアイレス自治市それぞれに規制が委ねられており、例えばブエノスアイレス州では工場閉鎖や移転にあたっては事前の監査が必要です。一方、チリでは土壌・地下水汚染に特化した法律がないものの、10,000 m² 規模の土地で汚染リスクがあれば実質的に調査を求められ、その結果、汚染があり健康リスクがあれば浄化が求められています。

ブラジルでは、現状、国家レベルでは土壌・地下水汚染に特化した法律はなく (ブラジル環境審議会 (CONAMA) 作成のガイドラインがあるのみ)、各州に規制の権限が与えられています。

そのような状況の中、2017 年 2 月、サンパウロ州環境公社 (CETESB) から、土壌・地下水汚染サイトの管理に関する規制が改定・公布されました。CETESB は、サンパウロ州において、工業用設備の設置・運転に対する環境面での許可を発行し、また、査察を行う公的機関であり、土壌・地下水基準や汚染サイトに関する規制・管理手順の制定も行います。連邦国家の環境基準には CETESB が先んじて作成したものをベースにしてきた歴史があり、今回の規制も、今後国家レベルに展開されるものと予想されます。

今回の規制の注目は以下の通りです。

- (1) 潜在的汚染エリア (下記、毎年更新) に指定されているエリアについては、工業用設備の設置許可申請および運転許可の更新申請 (2 年に 1 回必要) にあたり、土壌・地下水汚染防止のためのモニタリングプログラムを作成・実施しなければならない。このモニタリングプログラムには初期調査としてのボーリング調査も含まれる。
 - (a) ハロゲン系溶剤を使用しているエリア
 - (b) 鋳造、あるいは、鉛や水銀の回収を実施しているエリア
 - (c) 土壌を用いた排水処理 (土壌浸透浄化法など) を行っているエリア
- (2) (1) のモニタリングプログラムにおいて基準超過があった場合には更なる調査とリスクアセスメントが必要となり、アセスメントで浄化対策が必要と判断された場合、浄化対策プランを CETESB に提出しなければならない。そこでは詳細なエンジニアリング・デザインも求められる。
- (3) CETESB は調査・浄化対策等のレポートに対し、法的要求事項への適合・不適合をチェックする。不適合となった場合、罰金を科される場合もある。レポートに対する評価コメントが文章で必要な場合は CETESB に手数料を支払っておく必要がある。

日本企業への影響

本規制の導入により、サンパウロ州内で操業している企業は、その事業所での潜在的汚染エリアの有無を早急に確認し、あればモニタリングプログラム作成を進める必要があります。また、今後事業展開や M&A を進められる企業においては、本規制に伴う調査・浄化等の義務やそのための費用・時間を考慮した対応が求められます。さらに、今回の規制は国家レベルに展開されることが予想され、サンパウロ州外でも先を見越した事前の準備が望まれます。

公布から約半年間、ERM ブラジル事務所は、今後 CETESB が各事業をどう扱っていくのかについて、CETESB や法律事務所などと議論・検討しており、モニタリングプログラム、詳細調査、リスクアセスメントや浄化対策の計画・実施、また、各ステークホルダーとの交渉に関する助言等も含め、ブラジル事業における環境管理をトータル・サポートすることが可能です。詳細については、お問い合わせください。

(上野 俊洋)

迫る PCB 廃棄物の処理期限

2004 年、残留性有機汚染物質 (Persistent Organic Pollutants: POPs) に関するストックホルム条約 (通称 POPs 条約) が発効されました。この条約は、ポリ塩化ビフェニル (PCB) 含有機器について、2025 年までにその使用を廃絶し、PCB 含有廃液・汚染機器について、2028 年までに廃棄物の環境上適正な管理を行う旨の努力義務を締約国に課しています。そして、各締約国は、これらの義務を履行するための自国内の実施計画 (National Implementation Plan, NIP) を策定し、締約国会議に提出しています。

日本では、PCB 特別措置法 (および電機事業法) において、高濃度 PCB と低濃度 PCB に分類されており、高濃度 PCB 使用製品・電機工作物は、決められた処理期間内に (特例適用により 1 年の期限延長が可能) 使用を止め、高濃度 PCB 廃棄物として処分する必要があります。また、保管している高濃度 PCB 廃棄物も処分期間内 (同じく 1 年の特例あり) に処分する必要があります。高濃度 PCB の処理は専ら中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO, 国の全額出資により設立) に委託すべきことが定められています。処理期間は廃棄物を保管している区域および廃棄物の種類によって異なりますが、最も早い区域・種類 (中国・四国・九州地方の廃ポリ塩化ビフェニル等・廃変圧器等) では処理期間の終わりが今から 8 ヶ月後の 2018 年 3 月 31 日となっており、最も遅い区域・種類では 2023 年 3 月 31 日となっています。

また、低濃度廃棄物は 2027 年 3 月 31 日までに処分する必要があります。その処理は許可・認定を受けた民間処理業者に委託することが可能です。

一方、海外の POPs 条約締結国の PCB 含有廃液・汚染機器の処分状況は国によって様々ですが、以下に一部の国の例を挙げます。

ドイツ・オーストラリア - 既にほぼ完了している。

中国・韓国 - NIP で 2028 年までの処分を謳っているものの、国内法では期限を定めていない。

タイ・マレーシア - NIP で処理期限を定めていない。

なお、アメリカは POPs 条約に加盟していませんが、PCB 含有廃棄物が発生した後原則 1 年以内に処分することが連邦政府の規制で定められています。

日本企業への影響

日本国内では PCB 廃棄物の処理期日が迫ってきています。JESCO は処理期間末日の 1 年後（計画的処理完了期限）をもって全事業所で廃棄物の受入を終了することとなり、企業は入念な調査を行い、PCB 使用製品・電機工作物・廃棄物を発見・特定して、JESCO 等とスケジュール調整しながら計画的に廃棄・処分する必要があります。

一方、海外については、対象国の法規制に従った廃棄や処理が求められます。また、中国のように POPs 条約締約国ながら処理期限に関する法規制がない国においては、2028 年、あるいは NIP で定める期限の間際になって、急に法規制が強化されることも予想され、現状の法規制のみでなく、規制動向にも注意が必要です。

ERM では、そのグローバルネットワークと蓄積したノウハウを生かし、国内外における PCB 廃棄物の監査、分析、行政登録、処分業者選定などのサポートや、海外法規制調査といった環境マネジメントサービスを提供しています。詳しくはお問合せください。

(山田 拓人)

国内外における ESG 投資の拡大

環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に関するパフォーマンスに敏感で、中長期の成長に強いコミットメントをしている企業や事業に投資することを ESG 投資と呼びます。海外では、多くの投資家（年金基金やファンド）が ESG 投資をおこなっており、それによって、投資先の企業で企業価値をさらに高めることができ、また、投資活動そのものが社会にとって意義があるものになっているとの報告が出ています。たとえば、Private Equity International 社発行の記事¹において ERM がインタビューをした 60 の機関投資家のうち 70% が ESG に関連する問題や取り組みはこれまでの投資活動に重要な影響を与えたと回答しています。

日本国内においても、近年 ESG に関する動きが本格化していることが伺えます。以下におもな取り組みをまとめます。2014 年：投資家に対して、ESG 情報等の非財務情報を含む投資先企業の状況を把握するように求めるスケジュールシップ・コードが金融庁の有識者会議で策定されました。2015 年：コーポレートガバナンス・コードが策定され、東京証券取引所においては上場企業が ESG 関連の課題に積極的・能動的に取り組むよう求められています。さらに、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が責任投資原則（PRI）に署名し、ESG 要素を考慮した投資によるリスク低減や長期的な効果への意思を表明しています。2017 年 1 月：環境省から「ESG 投資に関する基礎的な考え方」が公表され、国内の投資家においても、持続的な成長や中長期的な企業価値の創出のために ESG への取り組みの重要度が高まりました。

ERM では、2008 年頃より、従来の環境デューデリジェンスに加えて、安全衛生や社会に関するデューデリジェンスをオプションとして行う依頼を受けるようになりました。さらに、投資先の企業の ESG パフォーマンスの評価改善ツールの開発等のサービスをプライベートエクイティ（PE）といった投資家に提供しています。また、2017 年 5 月には、PRI と共同で、機関投資家に向けて、PE のファンド運用期間における ESG 活動のモニタリング及び報告方法に関するガイドラインを作成するプロジェクトを開始しています。

¹ (<http://www.erm.com/globalassets/documents/publications/2017/the-recipe-for-esg-success.pdf>)

日本企業への影響

ESG への取り組みは、企業の持続的な成長や中長期的な企業価値の創出に対して重要な役割を担っています。投資家や各企業においては、ESG のパフォーマンスを把握、評価、改善していくことで、ESG のレベルを上げてポートフォリオ全体や各企業の価値を高めることができる半面、ESG への不十分な理解や取組みは長期的にみて予期しなかった負債を抱えるリスクにつながります。

なお、ERM が提供するデューデリジェンスサービスは、おもに E と S を対象にしており、G については、環境管理に関する組織が機能しているか、といった観点で評価を行なっています。

(西澤 建)

民間主導による気候変動情報開示の動き～TCFD の提言～

上記のトピック「国内外における ESG 投資の拡大」でも触れたように、投資家や金融界では ESG 投資が加速しています。中でも特に気候変動問題をリスクとして捕らえた投資の引き上げ（ダイベストメント）や投資先企業に低炭素化を促す動き（エンゲージメント）が見られるようになってきました。投資家の動きで特に注意が必要なのは、気候変動問題に関する情報開示の要求が年々高まっていることです。例えば FSB（金融安定理事会：G20 各国の財務省や中央銀行に変わって世界金融システムを監視し提言を行う国際組織）の要請を受け、気候変動関連リスクの開示の枠組みを策定することとして設置された民間主導のタスクフォースである TCFD（気候関連財務ディスクロージャータスクフォース）では、気候変動関連財務情報の任意の開示の枠組みに関する最終報告書（Recommendation of the Task Force on Climate-related Financial Disclosure）を 2017 年 6 月 29 日に公表しました。同報告書では、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「定量的指標・目標値」の 4 項目に分けて、気候変動に関して開示が推奨される情報について道筋が示されています。例えば、「ガバナンス」の項では、気候変動に関するリスクや機会を評価・管理する組織体制の開示、「定量的指標・目標値」では、気候変動問題を評価・管理するのに使用する手法とターゲットに関する情報の開示が提言されています。同報告書は今年 7 月 7～8 日に開催された G20 ハンブルグサミットに報告され、その内容が「ハンブルグ行動計画」（首脳宣言の附属文書）に反映されています。

また TCFD による 5 年間の実施計画によると、2019 年頃から財務報告での気候関連のリスク・機会に関する情報開示を開始する企業が出てくると予測され、2020-2021 年以降には気候変動関連のリスク・機会に関する情報開示が求められる枠組みが整備されることが見込まれます。

ERM は、環境コンサルタントとして唯一 TCFD に対するアドバイザー業務を提供²しています。

² (<http://www.erm.com/en/news-events/news/erm-contributes-to-game-changing-new-recommendations-on-disclosure-of-financial-impacts-from-climate-change/>)

日本企業への影響

米国のトランプ大統領は、気候変動政策であるパリ協定から脱退することを表明しましたが、TCFD のような民間主導による気候変動の情報開示の動きは、ESG 投資を更に加速させ、世の中は中・長期的には低炭素社会へと着実に進むと考えられます。更に、気候変動に関する情報開示の基盤が整備されていくことで、ステークホルダーへの説明責任が更に求められてくるため、日本企業も中・長期的なビジネス戦略を適宜見直すことを検討する必要性があると考えられます。

(鈴木 洋平)

Newsletter 全般に関するお問い合わせ：ERM.JapanNewsletter@erm.com
次回の Newsletter は、2017 年 10 月 27 日頃発行予定となります。

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社（以下「当社」とします）が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切していません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースサイトを構成する各記事、画像等（これに限らない）の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等（これに限らない）に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。